債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額 (以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度 (請負代金の33.3%相当額) 円

令和8年度 (請負代金の66.7%相当額) 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 (請負代金の37.0%相当額) 円

令和8年度 (請負代金の63.0%相当額) 円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の 出来高予定額を変更することができる。
- 第2条 債務負担行為に係る契約の前払金については、岩手県営建設工事請負契約書別記(以下「別記」という。)第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、別記第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における別記第37条第1項の請負代金相当額(以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。なお、読替後の別記第34条第4項の規定により中間前払金の支払いを受けている会計年度においては、別記第37条の規定による部分払(当該会計年度末における部分払を除く。)を請求することができない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替後の別記第34条第1項の規定にかかわらず、 受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替後の別記第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替後の別記第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、別記第35条第4項の規定を準用する。
- 第3条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に

当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。 ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる 時期以 前に部分払の支払を請求することはできない。なお、読替後の別記第34条第4 項の規定により中間前払金の支払いを受けている会計年度においては、出来高超過額に ついて部分払を請求することはできない。

- 2 この契約において、読替後の別記第34条第1項の規定により前払金の支払いを受けている会計年度又は読替後の別記第34条第1項及び第4項の規定により前払金及び中間前払金の支払いを受けている会計年度の部分払金の額については、別記第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる式により算出する。
 - ① 読替後の別記第34条第1項の規定により前払金の支払いを受けている会計年度 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10
 - (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)
 - {請負代金相当額- (前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}
 - ×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額
 - ② 読替後の別記第34条第1項及び第4項の規定により前払金及び中間前払金の支払いを受けている会計年度

部分払金の額≦請負代金相当額×9/10

- 前会計年度までの支払金額
- (請負代金相当額-前年度までの出来高予定額)
- × (当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会 計年度の出来高予定額
- 3 各会計年度において部分払を請求できる回数は、別記第37条第6項中「部分払を請求できる回数」とあるのは「各会計年度において部分払を請求できる回数」と、「請負代金額」とあるのは「各会計年度の支払限度額」と読み替えて、同項の規定を準用する。ただし、各会計年度末における部分払は読替後の別記第37条第6項の回数に含まないものとする。
- 4 前項の場合において、契約会計年度について部分払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替後の別記第37条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について部分払金の支払いを請求することはできない。この場合において、受注者は、契約会計年度の翌会計年度の当初に契約会計年度の請負代金相当額について部分払金の支払いを請求することができる。